

船橋市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、市が発注する特定の建設工事の施工を目的として結成され、当該工事の完成、引渡しにより解散する共同企業体をいう。

2 この要綱において「甲型JV」とは、共同施工方式による特定建設工事共同企業体（当該工事の入札参加者であるものに限る。）をいう。

3 この要綱において「乙型JV」とは、分担施工方式による特定建設工事共同企業体をいう。

(運営形態)

第3条 特定建設工事共同企業体の運営形態は、甲型JVを基本とし、乙型JVについては、特殊な工事等に適用できるものとする。

(対象工事の種類及び規模)

第4条 特定建設工事共同企業体が発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事であって、技術的難度の高い工事とする。

- (1) 設計金額が3億円以上の土木構造物工事
- (2) 設計金額が5億円以上の建築工事
- (3) 設計金額が1億5,000万円以上の設備・その他工事

2 前項に規定するもののほか、市長が必要と認める工事については、特定建設工事共同企業体が発注できるものとする。

(構成員の要件)

第5条 甲型JVの構成員は、次に該当する者でなければならない。

- (1) 船橋市建設工事入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、対象工事の発注工種に係る業種の格付が最上位等級の者。ただし、経常建設工事共同企業体及び対象工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員は除く。
- (2) 第8条に規定する代表者については、対象工事の発注工種に対応する許可業種について、許可を受けてから5年以上の営業実績のある者
- (3) 工事規模にかかわらず対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績を有し、原則として対象工事と同種の工事を施工した経験がある者
- (4) 対象工事を施工し得る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者

2 乙型JVの構成員は、前項各号に該当する者又は共同施工方式による特定建設工事共同企業体（前項各号に該当する者を構成員とするものに限る。）とする。

(構成員数)

第6条 甲型JVの構成員は、2社とする。ただし、設計金額が第4条に掲げる金額の2倍を超える工事については、規模及び難度等により2から5社とする。

2 乙型JVの構成員については、当該工事の入札公告に定める。

(結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

2 結成に当たり、甲型JVにあつては別記第1号様式により、乙型JVにあつては別記第2号様式により作成しなければならない。

(代表者)

第8条 甲型JVの代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。

2 乙型JVの代表者について必要な要件等については、当該工事の入札公告に定める。

(出資比率等)

第9条 甲型JVの代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。

2 甲型JVの構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該企業体の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならない。

構成員数	最小出資比率	構成員数	最小出資比率
2社	30%	4社	15%
3社	20%	5社	12%

3 乙型JVの構成員の出資額については、当該工事の入札公告に定める。

(契約方法)

第10条 特定建設工事共同企業体に発注する場合は、競争入札の方法により行うものとする。ただし、既に施工中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施工中の特定建設工事共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事であつて、随意契約によって発注することが適切な工事（以下「関連工事」という。）については、随意契約の方法により行うことができるものとする。

(入札の公告)

第11条 特定建設工事共同企業体に発注するときは、あらかじめその旨及び次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 入札期間
- (5) 甲型JVにあつては、構成員の数、組合せ、出資比率、代表者及び構成員の技術的要件等
- (6) 乙型JVにあつては、乙型JVの構成、代表者及び構成員の技術的要件等

(7) その他必要と認められる事項

(入札参加資格の審査)

第12条 開札後に、落札者とするための入札参加資格の審査を行い落札者を決定する。
ただし、乙型JVを入札参加資格者として認める建設工事の場合にあっては、この限りでない。

(有効期間)

第13条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、入札の結果、市が契約を締結した企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約企業体の有効期間は、当該工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下同じ。）の履行後3か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任があるときは、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

(共同施工の確保)

第14条 甲型JVに発注した案件については、契約企業体から提出された協定書及び編成表等に基づき、構成員による共同施工が行われているかどうか、適宜調査を行う。

2 前項の場合において、共同施工が行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示する。

3 市長は、契約企業体が前項の指示に従わないときは、指名停止等必要な手続きを行う。

(その他)

第15条 特定建設工事共同企業体に対する行為は、すべて当該企業体の代表者を相手とする。

附 則

1 この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

2 船橋市建設工事共同企業体事務取扱要綱（昭和58年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

運用上の留意事項

第2条（定義）関係

この要綱が対象とする特定建設工事共同企業体は、当該工事の入札参加者であるものに限るため、乙型JVの構成員に甲型のJVが含まれる場合、当該甲型のJVの出資比率等については、入札公告等により、案件ごとに定める必要がある。

第3条（運営形態）関係

特定建設工事共同企業体の運営形態は、甲型JVを基本とする。乙型JVについては、工事の特殊性や、公共工事入札及び建設業を取り巻く環境等を勘案し、分担施工方式により発注することが必要と認めるときに適用できるものとする。

第4条（対象工事の種類及び規模）関係

- 1 市工事の発注は、単体発注が原則であり、本条に該当すると認められる工事であっても、特定建設工事共同企業体に発注する必要がない場合は、当然単体発注によるものとする。
- 2 「技術的難度の高い工事」としては、次に掲げるような工事が考えられる。
 - (1) 道路、下水道等の土木構造物であって大規模な建設工事
 - (2) 大規模建築工事
 - (3) 設備・その他工事としては、設備、造園、解体等の大規模な建設工事

第5条（構成員の要件）関係

- 1 構成員は、本条第1号から第4号までのすべての要件を満たすものでなければならない。
- 2 第3号中の「対象工事を構成する一部の工種を含む工事」とは、例えば、建築工事における鉄骨組立工事等をいう。
- 3 第3号中の「経験がある者」には、下請けとして施工した実績があるものも含むものとする。

第6条（構成員数）関係

構成員の脱退は、原則として認めない。

第7条（結成方法）関係

協定書の書式は、市があらかじめ定めた書式（別記第1号様式又は別記第2号様式）によることとし、任意の書式は認めない。

第8条（代表者）関係

甲型JVの代表について、「最大の施工能力を有する者」とは、原則として経営事項審査に基づく総合評定値の上位の者とするが、構成員間の格差が僅少である場合は、いずれが代表者となっても差し支えないものとする。

第9条（出資比率等）関係

甲型JVの代表者の出資割合は、できるだけ高いことが望ましい。

第10条（契約方法）関係

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の「再度の入札に付し落札者がいないとき。」又は同項第9号の「落札者が契約を締結しないとき。」の場合については、随意契約に付すことができるものとする。

また、既に施工中の対象工事に関連する新たな工事を当該対象工事を施工中の共同企業体に追加発注する必要がある場合は随意契約ができることとしたが、その適用に当たっては、規定の趣旨を十分尊重して安易な運用は避けること。

第12条（入札参加資格の審査）関係

入札参加資格審査は、事後審査により、構成員数、組合せ等について行う。ただし、乙型JVを入札参加資格者として認める建設工事の場合にあっては、事後審査でなく事前審査によることも可能とする。

第14条（共同施工の確保）関係

建設工事等を主管する課長は、建設業法で義務付けられている施工体系図・施工体制台帳等も参考にして、当該工事の監督職員から随時報告を受け、甲型JVにおける共同施工の状況の把握に努めるものとする。

第15条（その他）関係

特定建設工事共同企業体に対する通知、契約に基づく工事の監督、請負代金の支払等の行為は、すべて代表者を相手方とし、代表者へ通知した事項は他の構成員にも通知したものとみなす。

その他

契約書における相手方の表示は、次のとおりとする。

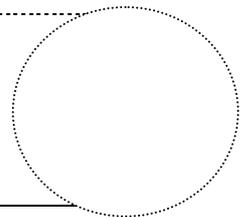
○○○○特定建設工事共同企業体

構成員 住 所.....
(代表者)

商号又は名称

代表者職氏名_____

使用印

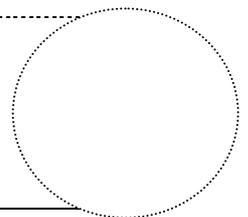


構成員 住 所.....

商号又は名称

代表者職氏名_____

使用印



別記第1号様式

特定建設工事共同企業体協定書（甲型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、船橋市発注に係る_____工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び当該工事に関連して当該工事に追加して発注される工事を含む。）を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、_____年 月 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、第1条に規定する工事を請負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合等）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基

本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し第1条に規定する工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承諾がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは、脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちい

ずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事の工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

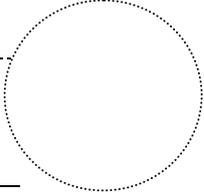
(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外_____社は、上記のとおり_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

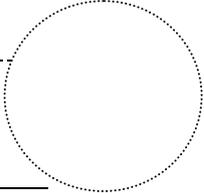
年 月 日

構成員 住 所 _____
(代表者) 商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____



使 用 印

構成員 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____



使 用 印

別記第2号様式

特定建設工事共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、船橋市発注に係る_____工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び当該工事に関連して当該工事に追加して発注される工事を含む。）を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、_____年 月 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、第1条に規定する工事を請負うことができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇建設株式会社

〇〇土木工事 〇〇建設株式会社

2 前項に規定する分担工事の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事の工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外_____社は、上記のとおり_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

構成員 住 所.....
(代表者) 商号又は名称
代表者職氏名.....
使 用 印

構成員 住 所.....
商号又は名称
代表者職氏名.....
使 用 印